

# 農林土木委託業務特記仕様書 200515

## (共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

## (共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## (ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## (履行報告)

- 第5条** 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

## (本業務の特記仕様事項)

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

#### 実施設計 法面工

1. 設計計画  
実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。
2. 設計条件確認  
設計施工上の基本的条件等の確認、整理を行う。
3. スペリ安定計算
4. 構造計算  
設計条件に基づき、安定計算及び断面応力度計算を行う。
5. 設計図  
構造計算から求められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図及び詳細図の作成を行う。
6. 数量計算  
各構造物の詳細形状に対して、各工種毎の詳細数量計算を行う。
7. 照査  
照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
8. 点検とりまとめ  
各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

#### 実施設計 擁壁・補強土壁

1. 設計計画  
実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。
2. 設計条件確認  
設計施工上の基本的条件等の確認、整理を行う。
3. スペリ安定計算
4. 構造計算  
設計条件に基づき、安定計算及び断面応力度計算を行う。
5. 設計図  
構造計算から求められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図及び詳細図の作成を行う。
6. 数量計算  
各構造物の詳細形状に対して、各工種毎の詳細数量計算を行う。
7. 照査  
照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
8. 点検とりまとめ  
各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。